

出雲農業振興地域整備計画の見直しについて

1 農業振興地域制度とは

(農業振興地域の整備に関する法律 昭和 4 4 年 7 月 1 日法律第 58 号)

農業振興地域制度は、市町村の農業の振興をどのように図っていくかのマスタープランであり、基盤整備・施設整備・生活基盤整備等を行うことで農業の振興を図るものです。農林水産省所管の農業関連施策は、農振農用地区域で実施しています。

出雲農業振興地域整備計画農用地面積の状況

	令和 2 年 9 月末時点
農業振興地域	54,050ha
うち農用地区域	9,176ha

農業振興地域

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農 用 地 区 域

農業上の利用を図るべき土地の区域

- 農地…田、畑、樹園地
- 農業用施設用地
- 採草放牧地 外

農 振 白 地 地 域

農業振興地域外

農業振興地域に含まない土地
 都市計画用途地域 外

2 整備計画の変更の必要性

農業振興地域の整備に関する法律では、概ね5年毎に基礎調査を行い、その結果必要に応じて整備計画を見直すことになっています。

本市は平成24年度に計画変更を行っており、7年目の令和元年度に基礎調査を実施しました。

基礎調査に基づき「出雲農業振興地域整備計画」の見直しを行うこととしています。

・整備計画の見直しの状況

旧自治体名称	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	旧斐川町	
地域指定年度	S45	S44	S47	S48	S44	S46	S44	
計画策定年度	S49	S47	S49	S49	S47	S49	S46	
計画見直し年度	S54	S61	S61	S63		S61	S52	
	H8	H8					S56	
							H4	
							H6	
							H12	
							H16	
	H19							
	H24							
R2 (今回の見直し)								

3 計画変更の主なポイント

①除外について

・斐川町直江 農用地3.3ha 山林等8.0ha (斐川新工業団地)

②編入について

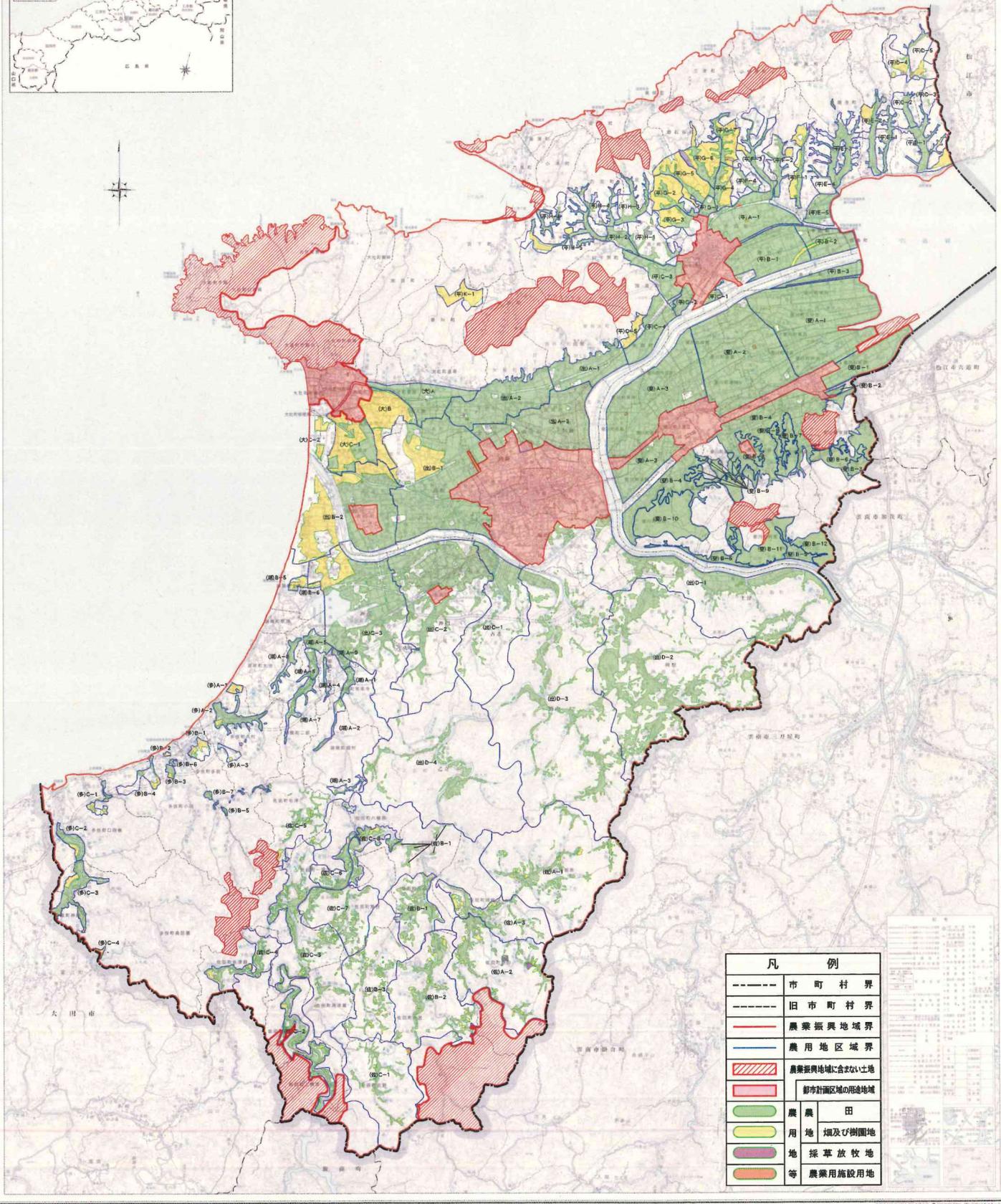
・湖陵町畑村 農用地0.43ha 農業施設0.02ha

③今後おおむね10年間に行う基盤整備の計画等による見直し。

4 今後のスケジュール (予定)

計画変更(案) 島根県事前協議	1月上旬
↓	
計画変更(案) 公告縦覧 異議申立期間	1月下旬~2月下旬 (30日間) 2月下旬~3月上旬 (15日間)
↓	
計画変更(案) 島根県本協議	3月中旬
↓	
計画変更(案) 島根県同意	3月中旬
↓	
計画変更 決定公告	3月下旬

出雲農業振興地域土地利用計画図



凡 例	
---	市 町 村 界
---	旧 市 町 村 界
—	農 業 振 興 地 域 界
—	農 用 地 区 域 界
▨	農 業 振 興 地 域 に 含 ま れ ず
■	市 町 村 計 画 区 域 の 用 途 地 域
■	農 田
■	用 地 畑 及 び 樹 園 地
■	地 採 草 放 牧 地
■	等 農 業 用 施 設 用 地

1 : 50,000